

第9章 雜 則

9.1 (苦情の処理)

相手方は、契約の履行中又は履行完了後において、当該契約に関し支障又は苦情があるときは、その旨を調達企画課(苦情処理専門官)に申し出てその解決を図るものとする。

9.2 (制度調査及び輸入調達調査に係る事項)

9.2.1 制度調査及び輸入調達調査の受入れ

(1) 契約の相手方は、本部長が行う制度調査(原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)又は輸入調達調査(輸入品等(防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。)及び役務(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。)をいう。以下同じ。)に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約の相手方が提出した請求書等との整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。)について、本部長から受入れの要請があった場合には、これを受入れるものとする。

(2) 制度調査又は輸入調達調査は、年度の計画に基づき、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を本部長から契約の相手方に十分な猶予をもって通知して行う定期調査及び当該計画外で行う臨時調査により実施する。制度調査での臨時調査にあっては、必要な事項の通知を当該臨時調査の開始時に行うものとする。

(3) 原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、制度調査の定期調査及び臨時調査の実施期間中、本部長が行うフロアチェック(作業現場(契約の相手方の製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。)において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容と契約の相手方の作業指示書、帳票類等を突合して行う確認作業をいう。)を受

入れるものとする。フロアチェックは、実施日、調査対象者、質問事項その他調査を実施する上での必要事項を契約の相手方とあらかじめ調整することなく、抜き打ちで実施する。

(4) 契約の相手方は、前項の臨時調査において、本部長の求めに応じ、個別契約に繋がる作業指示から原価計上に至る一連の帳票類、決算に繋がる発生原価、仕掛け残高、完成原価にかかる管理簿類及びその他の関係帳票類・書類を直ちに提示するため、下記の資料を常備しなければならない。

ア 社内規則類、業務手続きマニュアル

イ 証憑類・帳簿類の繋がりを示す系統図

ウ 情報システムの繋がりを示す系統図

9.2.2 輸入品等に関する契約に係る価格等証明資料について

(1) 輸入品等に関する契約において、価格等証明資料とは、見積資料(いわゆるクオーテーション。以下同じ。)の原本、品質証明書の原本及び送り状(いわゆるインボイス。以下同じ。)の原本をいう。

(2) 輸入品等に関する役務請負契約において、価格等証明資料は、外国役務業者が発行したものに限る。

(3) 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、価格等証明資料は、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

(4) 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物品が流通業者所有中古品(サーブラスユーズド)の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由書並びに契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合においては、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。

(5) 輸入品等の契約の相手方は、支出負担行為担当官に対し、価格等証明資料のうち見積資料の原本又はその代替資料((3)又は(4)の規定に基づき見積資料に代えて提出する資料をいう。)を契約締結時に、品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料((3)又は(4)の規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。)を、入手後、速やかに提出しなければな

らない。

- (6) 輸入品等に関する契約の相手方は、価格等証明資料の発行者から、当該資料を支出負担行為担当官に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。
- (7) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により取得した装備品等に関し、輸入業者を相手方として外国での役務請負に係る契約を行う場合については、(1)、(2)、(5)及び(6)の規定を準用する。

9.3 (コンプライアンス要求に係る事項)

9.3.1 コンプライアンス要求事項の確認

原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、社内不正防止及び法令遵守に関する体制の一環として社内規則類において掲げる事項（以下「コンプライアンス要求事項」という。）を規定するとともに、これらが適切に達成されていることを証明するため、契約の締結に際して支出負担行為担当官からの求めに応じ、法令遵守に関する社内規則類と併せて（別記様式9—3—1号）のコンプライアンス要求事項確認書を提出しなければならない。ただし、同一年度において、当該相手方が同一の支出負担行為担当官に確認書を提出している場合は、この限りではない。

- (1) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適當と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続きをとること。
- (2) (1)の書面が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、本部長による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としていること。
- (3) 不正行為等を察知した場合の本部長への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知すること。
- (4) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施すること。
- (5) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施すること。

9.3.2 契約の相手方は、社内規則類がコンプライアンス要求事項を満たさない場合には、コンプライアンス要求事項確認書の提出日から3か月以内に、当該コンプライアンス要求事項を満たすための社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定を行わなければならない。

9.3.3 常続的に契約を締結している契約の相手方に対しては、締結に先立って年度当初にコンプライアンス要求事項確認書の提出を求める場合がある。

9.3.4 本部長は、コンプライアンス要求事項の実施状況を制度調査において確認する。この際、契約の相手方の本社コンプライアンス部門は、本部長の行う

確認に協力しなければならない。

9.3.5 支出負担行為担当官は、契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、当該相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることがある。

- (1) コンプライアンス要求事項の全てを満たす社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定の措置がとられない場合
- (2) コンプライアンス要求事項の実質的な実施が、本部長が行う制度調査において確認できない場合

9.4 (制度調査等の受入れを拒否した場合等の措置)

支出負担行為担当官は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該相手方は防衛省として原価計算システム又は経理会計システムの適正性を確認できない状態にある者として、その後の契約の相手方としないことがある。

9.4.1 制度調査若しくは輸入調達調査の受入れを拒否し、又は調査に必要な協力を行わない場合

9.4.2 コンプライアンス要求事項確認書の提出を拒否した場合

9.4.3 契約相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めたにもかかわらず、具体的な改善が見られない場合

9.5 (作業効率化促進制度)

9.5.1 相手方（下請負者を含む。以下同じ。）は、本部長が行う作業効率化促進制度（原価計算方式により予定価格を算定して装備品等（防衛省設置法第4条第13号による。以下同じ。）に関する製造請負若しくは試作研究請負契約又は役務に関する請負契約を締結している相手方の作業現場における作業又は特定の装備品等に係る作業に関し、本部長及び相手方が共同して、作業効率及び作業者、設備、工程等を大幅に変更することなく作業の効率化の方法を探究し、これにより得られた成果を事後の契約に反映させることにより、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減の資とする一連の取組をいう。以下同じ。）について、あらかじめ、本部長から通知を受けた場合には、これに協力するものとする。

9.5.2 作業効率化促進制度の実施要領については、別冊（その4）に定めるところによる。

9.6 (経费率資料の提出)

9.6.1 指名競争及び随意契約の相手方（下請負者を含む。以下同じ。）となる者又はなった者について、本部長が特に予定価格算定のため、あらかじめ、相手方の加工費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率等（以下「経费率」という。）を算定しておく必要があると認めたときは、当該相手方は、本部長からの通知に基づき、経费率算定に必要な資料（原価計算規則、会計手続

等を含む。) を遅滞なく物別課(室)に提出しなければならない。

- 9.6.2 相手方が、経費率算定に必要な資料を正当の理由がなく提出を拒んだときは、指名競争又は随意契約の相手方としないことがある。

9.7 (検査制度等の調査)

指名競争及び随意契約の相手方となる者又はなった者について、本部長が監督及び検査の実施のため、あらかじめ、相手方の検査制度等を調査しておく必要があると認めたときは、当該相手方は、本部長からの通知に基づき検査制度の調査を受けるものとする。

9.8 (監督・検査業務調査に対する協力)

相手方は、官側の行う監督・検査業務調査について、あらかじめ地方防衛局長等から通知を受けた場合には、これに協力するものとする。

9.9 (違約金等の納付手続)

契約解除等に伴う違約金及び物品納入遅滞に伴う延納金等並びに代金の確定等による返納金は、歳入徴収官が納付金額、履行期限その他必要事項を定めて相手方に交付する「納入告知書」に基づき、日本銀行の本店、支店又は日本銀行代理店に納付するものとする。

9.10 (売掛債権担保融資保証制度の適用)

相手方が中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、売掛債権担保融資保証制度を利用することができる。

9.11 (特別事項)

この心得は、入札及び契約の一般的事項について規定したものであり、本部長、支出負担行為担当官及び官署支出官が、この心得により難いと認めたときは、別に指示することがある。

9.12 (法令等の改正等があった場合の取扱い)

法令等の改正等があった場合において、この心得の規定するものと相違するものがあるときは、法令等の規定が優先する。

9.13 (様式の用紙規格)

この心得において規定する様式の用紙規格は、次に掲げる様式を除き、A4判に統一する。その場合、用紙規格は、A4判を原則とする。

- (1) 別記様式第2-8-1号「資格取消通知書」
- (2) 別記様式第4-3-1号「保管金振込書」

9.14 (契約関係書類の電子化)

装備施設本部企業連接システムを利用して、装本に契約関係書類の電子申請・届出等をすることができる。同システムを利用する場合の手続については、装備施設本部企業連接システム利用規約に定めるところによる。利用規約及び電子申請・届出等が可能な対象文書については、装備施設本部ホームページ内の企業連接システムで示すものとする。